



社会福祉法人 村 山 苑

村山苑だより



理事長就任にあたって

理事長 相原 弘子



私は、令和五年六月二十三日開催された理事会において、理事長に就任いたしました。社会福祉法人村山苑は、昨年、創立七十年を迎え、先達の弛まぬ努力により、漸く、地域からも信頼される法人に成長したことを実感しています。今、その法人の理事長という重要な役職に就き、身の引き締まる思いで一杯です。

三年間にわたる新型コロナウイルス感染症は、感染拡大を繰り返し、私たちの生活様式を一変させました。福祉の現場では、感染症対策に苦慮しながらの利用者支援を強いられました。職員皆様のご協力により、重大な事故には至りませんでした。新型コロナウイルス感染症は、今年五月に感染症法上の5類となりました。その後もじわじわと新規感染者が増え続けていますが、高齢者や障害者等の入所施設では、職員皆様の気を緩めることない支援体制により、サービスの提供にあたっています。また、保育園では、園児の成長に心を配り、保護者の理解を得ながら保育に取り組んでいます。一方、法人は地域にも目を向け、東村山市内社会福祉法人連絡会の会員として、夏休みの「お昼ご飯お届け事業」や「暮らしの相談ステーション事業」への協力を継続するほか、新たに「コードモナツマツリ」の開催や近隣の住民向けに「リハビリ運動教室」を始めます。こうしてみると、先達の築き上げてきた村山苑の歴史が、今、ここに活かしていることの思いを新たにしています。

現在、村山苑には大きな課題が二つあります。ここ数年続いている人材不足への対応と介護保険事業を中心とする経営の安定化です。我が国においては、二〇二五年以降、生産年齢人口の減少が加速され、働き手が大きく不足するといわれています。私たちの福祉の仕事は、過去4Kなどと報道されましたが、実は一番、人が人間らしく関わることでできる、やりがいのある仕事です。その魅力をどのように発信し、伝えていくかが人材確保の鍵です。経営の安定化については、働き方や業務の見直し等に積極的に取り組む、また昨年度から続く、物価等の高騰は施設経営に大きく影響していますので、今後も行政への働きかけが必要です。法人が経営に努力することは当然として、令和六年度は、医療・介護・障害のトリプル報酬改定が予定されており、この改定に注視し、今後の経営戦力を図りたいと考えています。これらの課題解決に、役職員の皆様と共に知恵を出し合い、法人の事業継続と、利用者、職員の安心と安寧のために努力してまいりたいと思います。皆様方におかれましては、更なるご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、品川前理事長には、長きにわたり、村山苑の発展と事業継続に力を注がれたこれまでのご活躍に敬意と感謝を申し上げます。

社会福祉法人村山苑 理事長退任にあたって

村山苑前理事長

品川 卓正



私は、令和五年六月二十三日をもって社会福祉法人村山苑の理事長

を退任いたしました。泉元理事長（故人）の後を受け、平成二十二年四月から十三年間にわたり理事長職を務めさせていただきました。法人での経験（昭和四十一年三月に村山苑に就職し、事務員、施設長、常務理事を経験）だけを頼りにした私が何とか無事に務められたのは役職員の皆様及び地域関係者皆様方のご支援、ご協力をいただいたからこそ、と思っております。改めて感謝申し上げます。

理事長に就任してから、社会福祉法人に関係する大きな出来事として印象に残っている二つのことについて述べてみたいと思います。

一つは平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により、原子力発電所まで巻き込む甚大な被害が発生し、復興には国を挙げて取り組み、社会福祉法人関係者も全国から被災地に職員を派遣するなど協力している最中の平成二十三年七月七日、日本経済新聞に「黒字ため込む社会福祉法人―復興事業への抛出議論を―」という記事が掲載されたことです。この記事は社会に大きな反響をもたらした。

社会福祉法人関係者は改めて自らの経営実態の把握に努めるなど、その対応に追われました。国は、このことを重視して社会福祉法人の在り方について社会保障審議会の福祉部会を設置して検討し、平成二十八年三月、改正社会福祉法を成立させて施行し、社会福祉法人に、ガバナンスの強化と地域で公益的な取組を実施する責務等を課しました。この法改正を受けて、社会福祉法人は、全国各地で社会福祉協議会を中心とする法人間のネットワークを構築して、連携による地域公益活動を始めました。東京都でも平成二十八年九月、東京都社会福祉協議会に東京都地域公益活動推進協議会を設置して開始し、市区町村に対してもネットワーキングを推奨しました。東村山市においても市内社会福祉法人による連絡会を設立して活動を始めており、村山苑はこの連絡会の下で現在活動しています。今後も、法人の基本理念に沿った活動を継続していくことが求められます。

もう一つは、平成二十八年二月十五日、保育園に預けないと働けないのに、入れなかつた待機児童を持つ保護者からの匿名による、「保育園落ちた日本死ね!」と窮状を訴えるブログが共感を集め、社会問題化したことです。投稿される以前から国をはじめ各自治体では待機児童解消に向けてそれなりの努力はなされていましたが、この投稿が国会で取り上げられたことで大きな反響を呼び、待機児童

解消は一気に進みました。七年が経過した現在の状況を見ると、都内各自治体の保育園の入園事情に「異変」が起き、待機児童が減少しているようです。村山苑が経営する四保育園でも、定員割れの施設が出始めています。コロナ禍の影響で預け控えをしていた保護者がいることも推測されますが、少子化に歯止めがかからない限り、問題の解決は難しいと思われます。

村山苑としては、これまで培ってきた経験を生かして「村山苑ならではの保育の形作り」に取り組み、そして、その質を向上させて児童の獲得に努力すべきだと思います。

私は、今後、一理事として法人に留まり、微力ではありますが、厳しい状況にあります法人経営の立て直しに努め、法人の事業継続に尽力したいと思っております。

最後になりますが、私の後任として就任した相原理事長に対するご支援とご協力をお願い致しまして、私の理事長退任の挨拶とさせていただきます。有難うございました。

社会福祉法人村山苑 事務局長就任にあたって

事務局長

兼市 琢磨



令和五年七月一日付けで村山苑法人事務局長に就任いたしました。ハトホーム施設長職は継続して兼務となりますが、新たな役割をお受けすることとなり、責任の重さを感じているところであります。

法人本部は法人理念に基づき運営している各事業所を取りまとめる中心的な存在です。本部体制の人的配置が変わり、各種業務、役割の見直しを含め、改めて確認していく状況にあります。本部事務局では、理事会・評議員会の運営のほか、事業計画や実績報告のとりまとめ、法人全体の収支や経営把握、給与計算、職員勤怠の集計把握、各施設との連携や情報共有等、業務内容は本当に多岐にわたります。それらの部分において、徐々に把握し、今以上に各施設と連携を取りながら、現状の課題を確認し、改善出来るよう取り組んでいきたいと思えます。

村山苑をご利用される方々、ご家

族、地域の皆様から信頼して頂き、職員が永く安心して働ける環境を継続していく為には、安定した法人運営が前提となります。その為には、昨年度策定した中期計画を見直しながら、計画に沿った事業継続、特に収支については、種別によって状況も異なることも踏まえ、適時、動向の把握に努め、適切な収支バランスに向けて取り組んでいきたいと思えます。又、人材の確保については、近年、介護職や保育士に関して厳しい状況となっており、求職者にとつて魅力のある施設作りを目指し、各施設職員の意見を取り入れながら、法人全体で取り組んでいきたいと思えます。

ここ数年コロナ禍により、各施設においても地域との関わりが少なくなっていた状況が続いていましたが、地域行事やボランティアの受入れ、新たに『リハビリ・運動教室』を開催したり、徐々にではあります再開始しました。今後村山苑が行っている様々な取り組みについて、地域に向けて発信し、ご理解して頂けるよう努力していきたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

役員・評議員

任期

令和5年度 定時評議員会終結の時・令和5年6月23日() 令和7年度 定時評議員会終結の時まで

理事長	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
相原 弘子	柿沼 一彦	石橋 茂	品川 卓正	手塚 真一	畠山 千春	芦崎 康彦	船木 芳枝	岡部 雅人	宮田 敏行

令和五年六月二十三日に役員改選がありました。

任期

令和3年度 定時評議員会終結の時・令和3年6月25日() 令和7年度 定時評議員会終結の時まで

評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員
生田 正平	小野寺 隆	加治屋 岳志	金田一 弘明	佐々木 義光	澤原 洋子	田村 均	丹澤 育子	豊野 秀一	長島 文夫

令和4年度事業報告

令和4年度は、法人の創立70周年にあたり前年度から準備してきた記念誌の発行ができた。また、前年度に策定した「中期計画」初年度でもあり年度の半期や第3四半期において、計画の進捗を確認し、再度の課題を確認しながら進めてきた。その都度、法人の基本理念を法人全体で確認しつつ、社会福祉法人として、地域貢献の実施を意識してきた。国際的な取組である「SDGs」については、中期計画でより具体的な法人の取り組みを示したことから、職員個々にも業務内での意識づけがなされて取り組むことができた。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策の強化を継続しつつ、可能な限り従来のサービスを提供できるような工夫をした。ウイルスの変異による感染の拡大時には、勤務のやり繰りや感染を最小限に留める為の全職員の協力により、何とか乗り切ることができた。

令和4年度から、特別養護老人ホーム職員に対して「人事評価制度」を導入した。前年度には、評価者に対してのマネジメント研修を実施していたが、実際に評価し、給与に連動する評語の決定についての過程では、更に課題を明確にして検討を続ける必要があることが分かった。しかし、この人事評価の目的はあくまでも職員がやりがいをもって職務にあたるよう、職員の能力向上、資質の向上を図ることであることを周知徹底し理解を促していきたい。他種別施設でのマネジメント研修は、新型コロナウイルス感染症の発生により次年度に延期となった。今年度の人材確保は、例年になく厳しい状況であった。様々な求人媒体の利用以外にもオンラインや対面での説明会開催や参加を可能な限り実施したが、定年、選択定年による退職者数を補充する人数の採用ができず、当面派遣職員に頼らざるを得ない状況である。今後もこうした退職者は想定される職員の年齢構成であるため、次年度には人材確保のための新たな取り組みを始めて確保に繋げたい。また、令和5年1月から、確定拠出年金制度の導入を行うことができた。

1. 法人本部

令和4年度は、経営会議を中心に施設長会議のほか法人運営に関わる委員会（就業規則運用委員会、業者選定小委員会、人事評価委員会、労務・規程委員会、障害者雇用担当者会等）の会運営を定期的に開催し、その資料作成や準備を行い、十分に検討を重ねることができた。ハトホーム在宅サービスセンターの事業廃止に伴う関連所轄庁への届け出も順調に完了できた。法人内の事務処理については、都度施設責任者及び事務担当者と連携して進めてきたが、より正確に迅速にできるような体制づくりを検討していきたい。

2. 介護保険事業

令和4年度特別養護老人ホーム「ハトホーム」の稼働率は特養本体が96.3%、「第2ハトホーム」は特養本体が98.2%であった。両施設の稼働率の差はハトホームで11月下旬から1月上旬までの間、新型コロナウイルスのクラスターが発生し、入院者、退所者が多かったことに比べ、第2ハトホームはクラスターの発生もなく年間通して稼働率が安定したことによる違いである。

ショートステイはハトホームが稼働率108%、第2ハトホームの稼働率89.7%と両施設とも目標を上回った。両施設の稼働率の差はショートステイの定員数の違いが影響していると思われる。両施設ともショートステイの稼働率を上げることで特養へのスムーズな入所、特養本体の稼働率向上に貢献している。

令和4年度は物価、光熱水費の高騰が経営上の負担から経費節減はもとより、収入増を図るため、積極的に新たな加算の取得や長年の課題であった看取りを可能とすべく整備に取り組み実施することができた。

ハトホーム在宅サービスセンターについては、令和3年度より、コロナ禍で利用者確保が困難な理由等から事業を休止してきたが、令和5年1月31日付けで事業廃止とした。

ほんちょうケアセンター通所介護事業は、令和4年度機能訓練指導員が配置され個別機能訓練加算、科学的介護推進体制加算の算定が6月より実現し、前年度より収入増を図ることができた。また、利用者の運動訓練への意欲が高まるとともに在宅生活を維持するための機能向上が図られている。

園児交流は新型コロナウイルス感染症予防のため、主に窓越しでの交流となったが、新たにiPadなどを使用した動画での交流を提案し、新しい交流の形が出来た。

最終的な利用率は目標の85%には届かなかったが、要介護、総合事業合わせて81.9%であった。

訪問介護事業は毎月ケアカンファレンスを行ない、要介護状態の軽減と悪化防止に努めた。年間で要介護は11人、要支援は8人の新規の契約を結んだ。一方でヘルパーの退職や体調不良のため就業できず、他事業所のケアマネージャーから新規の依頼が増えているものの依頼が来ても受けることができないことが多くあった。上半期は訪問介護と介護予防と併せて平均236件、下半期は293件と目標を達成することはできなかった。新規の依頼を受けることができなかったことや入院が長引くケースが重なったことが要因である。自費サービスは、通院付き添い、嗜好品の買い物など、月平均2.8件の支援を行なった。

居宅介護支援事業は、6月に行われた運営指導で「サービス利用の位置づけを都度確認すること」との指導を受けた。効率的な事務作業を行うことは必要だが簡略的な記録にならないようにしていくことが必要であった。利用者の意向を尊重しながら、プランを作成しモニタリングを通して都度確認しながら進めることを行った。介護支援専門員としての役割を伝え、職域外のことはチームで分担し行うことができた。利用者数は年間通して、担当できる上限の9割を担当することができた。

シルバーピアLSA委託事業は、平成27年4月より東村山市より委託を受けて有期契約職員4名体制でLSAを担ってきたが、令和4年度5名体制にしたことでシフトが組みやすくなった。コロナ過とはいえ、シルバーピア居住者の高齢化等に配慮し、できるだけ訪問対面での安否確認に努めた。新型コロナウイルス感染の予防対策の観点から、だんらん室を使用するうえでの制限や活動団体の活動自粛などもあり、だんらん室は限られた団体の利用であった。新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類」から「5類」への変更をきっかけに、シルバーピア居住者の心身の健康を保つためにも、以前のような活気に満ちただんらん室に戻ることを願っている。

3. 生活保護施設事業

救護施設村山荘、救護施設さつき荘ともに循環型セーフティネット施設という救護施設の機能・役割を果たしていくため、利用者の自立支援、地域移行、他法施設移管に取り組んだ。

居宅生活訓練を村山荘では施設機能強化推進費の特別事業として、さつき荘は独自事業として実施。両施設で5部屋の賃貸アパートを活用し、施設内の訓練室利用も含めて延べ村山荘23名955日間・さつき荘4名349日間の訓練を実施した。さつき荘で1名が地域生活に移行している。保護施設一時入所事業も両施設村山荘7名で延べ182日間・さつき荘4名述べ14日間の受け入れを行った。村山荘における通所・訪問事業については、諸事情により事業申請には至っていないが、独自事業として継続して実施した。

生活困窮者自立支援及び社会福祉法人の地域貢献を進めるために、東社協の「はたらくサポートとうきょう」に参加するとともに、東京都の就労準備訓練（中間的就労）の認定を受けて両救護施設が中心となり取り組んだ。

地域移行、一時入所、中間的就労の他、入所者支援の多くの場面で新型コロナウイルスの感染防止対策、感染者対応により思うように進められなかった面が多いが、利用者の生活や活動が停滞してしまわないよう留意しながら臨機応変に行った。

中長期計画にもあるように両施設の連携を強め、地域活動としての「護美プロジェクト」への利用者参加などを協力して実施した。

4. 保育事業

令和4年度も新型コロナウイルス感染症で始まったが、コロナ禍での生活も3年がたち、年度末の3月にはマスクの着用が各個人の判断となり、ようやく収束が見え、子どもたちのマスクの着用も解除された。

国は、待機児解消として2021年度から「新子育て安心プラン」が出され2024年度までの4か年計画で約14万人の保育の受け皿の整備を行うことと打ち出していたが、2022年度4月時点で2944人と待機児数が過去最少となった。特に待機児童の8割を占めていた0～2歳児の申し込みが大きく減少している。又、先日2022年出生数が80万人を割ったことが報道された。こうした状況のもと、待機児童は全国的に大幅な減少となったが、逆に保育所の定員割れが地方のみならず都区内においても生じている。令和4年度で特筆すべきこととして、保育の質に関わる大きな事故が頻発し、あってはならない死亡事故や虐待、不適切保育の発覚など、保育の現場が注目を浴びることとなり、改めて配置基準の見直しや保育の質についての問題が投げかけられた。

今後さらに、村山苑の保育4園においても、人材確保、保育士等の質の向上に向け、法人本部と連携を取りさらに進めていかなければならない。

- (1) コロナ禍ではあるが各園様々な感染防止策を講じ、保育の充実をはかり保護者参加の行事等も行えるよう運営に努めた。
- (2) 待機児童解消への取り組みとして、ふじみ・ほんちょう保育園が定員を上回る園児の受け入れを継続できた反面、ひよし保育園では定員割れとなった。
- (3) 保育士の人材確保に向けては、コロナ禍ではあるが数年ぶりに対面でのフェアが開催された。法人本部・保育4園と連携を図り、感染防止に努めながら予約制で「就職フェア IN 村山苑」を6回開催した。(第1回7/27(水)、第2回8/6(土)、第3回8/25(木)、第4回9/3(土)、第5回9/17(土)、第6回10/15(土)) そのうち、フェア参加者1名が採用に至っている。また実習生、学生のアルバイトを受け入れ卒業後の入職に繋がっている。人材確保については、保育士の定年退職が重なり待った無しの危機状況であり、取り組みを強化していかなければならない。
- (4) 保育士等の研修は、対面式及びオンラインを利用し研修に参加した。オンラインによる研修は希望する多くの職員が参加することができた。又全職員対象での虐待防止チェックだけでなく全国保育士会からの人権擁護のチェックを行い不適切保育に繋がらない取り組みを行った。
- (5) コロナ禍で地域との関わりも制限がある中、人数を減らし屋外での実施等、工夫しながらそれぞれの園の特徴を活かして地域における子ども・子育て支援に取り組んだ。(紙芝居屋さん、保育所体験、子育て情報誌の発行、育児相談等)
東村山市と教育・保育施設の共同でアレルギーホットラインの開設や事故防止ガイドラインを新たに策定した。また、地域担当主査との連携を密にし、東村山市保育園連絡協議会での情報を共有することができた。
- (6) 東京都福祉サービス第三者評価の受審については、株式会社学研データサービス(機構05-149)にて受審し、東京都福祉サービス評価推進機構が定める部分について公表をし、さらに今年度は保護者に向けての公表も行った。

5. 障害福祉サービス事業

令和4年度は、昨年に引き続き新型コロナウイルス対策を徹底する中で、利用者が安心して利用できるように事業の継続を図ることを目的とし、以下の取り組みを基本にスタートした。

全体では、新型コロナウイルス感染防止対策の優先、3密の回避、徹底した消毒や体調管理(検温等)の実施を常に行うと共に、体調の異変時の休みの奨励、医療機関への受診等、状況に応じた利用者支援の体制作りを心がけた。就労継続支援B型では、利用者の生活の安定を踏まえ、高工賃の還元(月額3万円以上)及び利用者個々の状況に合わせた作業時間や作業の提供等多様な支援の実施。就労移行支援では、就職率を定員の25%以上の達成及び就労の継続(就職後6カ月以上)と就労に繋がる訓練科目の見直し、利用者の就職先の選択肢の拡大を図ること。就労定着支援では、関係機関等との連携の強化を図り就労された方の定着(継続)と安定した利用契約者数を維持すること。

「働く喜びをすべての人に」の目標の下に、令和4年度方針として、①就労継続支援B型における作業時間の短縮による柔軟な支援体制の充実 ②就労移行支援における訓練活動の見直しによる効果的な利用者支援体制の確保 ③就労定着支援における就労定着(継続)に向けた支援体制の確立 ④各種情報の収集、整理、共有と活用及び職員スキルアップの促進 という4点を掲げ取り組んだ。利用者状況は、障害種別を問わず、知的、身体、精神、発達障害等の利用者を受入れ、利用者延べ人数16,027名、1日当たり平均利用者数63.6(継続B52.6名・移行11.1名)と令和3年度実績を若干上回る結果となった。また、登録者数については、定員の80名前後で推移し、年間平均登録者は就労継続B型で67.4名(定員65名)、就労移行で12.2名(定員15名)と、就労継続支援B型、就労移行の両事業で昨年実績を若干上回る結果となった。就労継続支援B型の高工賃還元の取組では、年間売上が34,658,825円(昨年34,441,151円)と若干上回ったが、平均工賃支給額40,218円(昨年40,807円)と前年度実績を若干下回る結果となった。就労移行支援では、年間4名以上の一般就労者を目標に対し、6名の一般就労者を輩出、目標を達成することができた。両事業とも東京都及び全国平均を上回っており、次年度(令和5年度)の基本報酬単位の決定において就労継続支援B型では上位から2番目(平均工賃35,000以上)の基本報酬に繋げることが出来た。また、就労移行及び就労定着も確実な実績を残すことができ、最上位の基本報酬を維持することができた。3事業(就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援)とも年度目標を達成することが出来た。

人材確保と育成については、副施設長の配置や職種変更等、年度計画に沿って進めることが出来ているが、次年度以降も見直しを含め引き続き計画に沿って進めていく必要がある。

村山苑だより

法人単位 資金収支計算書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	969,534,000	971,645,232	△ 2,111,232	
	保育事業収入	982,272,000	981,656,059	615,941	
	就労支援事業収入	34,864,000	34,791,962	72,038	
	障害福祉サービス等事業収入	173,550,000	173,811,296	△ 261,296	
	生活保護事業収入	697,556,000	711,771,190	△ 14,215,190	
	医療事業収入	13,075,000	14,019,801	△ 944,801	
	借入金利息補助金収入	2,323,000	2,320,132	2,868	
	経常経費寄附金収入	2,409,000	2,798,840	△ 389,840	
	受取利息配当金収入	290,000	287,076	2,924	
その他の収入	23,910,000	24,816,068	△ 906,068		
事業活動収入計 (1)		2,899,783,000	2,917,917,656	△ 18,134,656	
支出	人件費支出	2,116,415,000	2,104,816,681	11,598,319	
	事業費支出	391,065,000	376,379,805	14,685,195	
	事務費支出	314,027,000	293,093,557	20,933,443	
	就労支援事業支出	36,205,000	36,555,833	△ 350,833	
	社会貢献事業費支出	300,000	8,322	291,678	
	利用者負担軽減額	578,000	237,362	340,638	
	支払利息支出	2,936,000	2,933,842	2,158	
	その他の支出	15,117,000	15,134,160	△ 17,160	
事業活動支出計 (2)		2,876,643,000	2,829,159,562	47,483,438	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		23,140,000	88,758,094	△ 65,618,094	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	51,859,000	51,859,000	0	
	施設整備等収入計 (4)		51,859,000	51,859,000	0
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	24,016,000	24,016,000	0	
	固定資産取得支出	62,995,000	63,126,470	△ 131,470	
固定資産除却・廃棄支出	426,000	425,700	300		
ファイナンス・リース債務の返済支出	795,000	794,448	552		
施設整備等支出計 (5)		88,232,000	88,362,618	△ 130,618	
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		△ 36,373,000	△ 36,503,618	130,618	
その他の活動による収支	収入				
	投資有価証券売却収入	50,000,000	50,000,000	0	
	積立資産取崩収入	80,569,000	69,020,150	11,548,850	
	その他の活動による収入	1,610,000	1,567,675	42,325	
	その他の活動収入計 (7)		132,179,000	120,587,825	11,591,175
	支出				
積立資産支出	121,002,000	119,837,320	1,164,680		
その他の活動による支出	0	28,600	△ 28,600		
その他の活動支出計 (8)		121,002,000	119,865,920	1,136,080	
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		11,177,000	721,905	10,455,095	
予備費支出 (10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 2,056,000	52,976,381	△ 55,032,381	
前期末支払資金残高 (12)		914,385,294	914,385,294	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		912,329,294	967,361,675	△ 55,032,381	

村山苑だより

法人単位 事業活動計算書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	971,645,232	928,585,399	43,059,833
	保育事業収益	981,656,059	975,258,463	6,397,596
	就労支援事業収益	34,791,962	34,328,537	463,425
	障害福祉サービス等事業収益	173,811,296	164,597,711	9,213,585
	生活保護事業収益	711,771,190	705,424,572	6,346,618
	医療事業収益	14,019,801	18,615,660	△ 4,595,859
	経常経費寄附金収益	2,798,840	2,666,681	132,159
	その他の収益	5,772,880	5,542,480	230,400
	サービス活動収益計 (1)	2,896,267,260	2,835,019,503	61,247,757
	費用			
	人件費	2,115,617,551	2,088,933,631	26,683,920
	事業費	376,379,805	351,536,667	24,843,138
	事務費	288,343,774	255,452,842	32,890,932
	就労支援事業費用	36,589,590	35,670,162	919,428
	社会貢献事業費	8,322	134,779	△ 126,457
	利用者負担軽減額	237,362	121,864	115,498
	減価償却費	199,090,838	209,550,916	△ 10,460,078
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 93,328,549	△ 99,128,517	5,799,968
徴収不能引当金繰入	4,000	5,606	△ 1,606	
サービス活動費用計 (2)	2,922,942,693	2,842,277,950	80,664,743	
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△ 26,675,433	△ 7,258,447	△ 19,416,986	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	2,320,132	2,494,340	△ 174,208
	受取利息配当金収益	183,665	126,388	57,277
	その他のサービス活動外収益	19,043,188	18,042,751	1,000,437
	サービス活動外収益計 (4)	21,546,985	20,663,479	883,506
	費用			
	支払利息	2,933,842	3,171,969	△ 238,127
その他のサービス活動外費用	15,134,160	15,352,425	△ 218,265	
サービス活動外費用計 (5)	18,068,002	18,524,394	△ 456,392	
サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	3,478,983	2,139,085	1,339,898	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	△ 23,196,450	△ 5,119,362	△ 18,077,088	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	51,859,000	3,690,000	48,169,000
	固定資産受贈額	0	102,300	△ 102,300
	固定資産売却益	0	153,999	△ 153,999
	特別収益計 (8)	51,859,000	3,946,299	47,912,701
	費用			
固定資産売却損・処分損	425,710	1,325,104	△ 899,394	
国庫補助金等特別積立金積立額	48,169,000	0	48,169,000	
特別費用計 (9)	48,594,710	1,325,104	47,269,606	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	3,264,290	2,621,195	643,095	
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	△ 19,932,160	△ 2,498,167	△ 17,433,993	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	1,941,928,708	2,010,690,846	△ 68,762,138
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	1,921,996,548	2,008,192,679	△ 86,196,131
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	62,804,500	23,248,029	39,556,471
	その他の積立金積立額 (16)	100,590,000	89,512,000	11,078,000
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,884,211,048	1,941,928,708	△ 57,717,660

村山苑だより

法人単位 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増 減	勘定科目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	1,099,616,029	1,047,642,864	51,973,165	流動負債	254,756,247	258,376,789	△ 3,620,542
現金預金	843,040,872	809,602,996	33,437,876	事業未払金	95,886,302	95,721,009	165,293
事業未収金	199,691,563	175,224,650	24,466,913	その他の未払金	140,800	2,719,400	△ 2,578,600
未収補助金	48,985,854	51,666,251	△ 2,680,397	1年以内返済予定設備資金借入金	24,016,000	24,016,000	0
未収収益	0	47,014	△ 47,014	1年以内返済予定リース債務	198,612	794,448	△ 595,836
貯蔵品	46,611	40,966	5,645	預り金	14,773,506	13,266,098	1,507,408
仕掛品	325,667	205,129	120,538	職員預り金	20,420,027	19,916,834	503,193
立替金	100,000	118,660	△ 18,660	前受収益	12,000	0	12,000
前払金	161,052	4,601,200	△ 4,440,148	賞与引当金	99,309,000	101,943,000	△ 2,634,000
前払費用	6,568,358	4,706,898	1,861,460				
前払費用(一年基準)	754,052	1,483,100	△ 729,048				
徴収不能引当金	△ 58,000	△ 54,000	△ 4,000	固定負債	571,691,065	583,590,600	△ 11,899,535
固定資産	4,810,421,447	4,943,006,398	△ 132,584,951	設備資金借入金	309,779,000	333,795,000	△ 24,016,000
基本財産	2,076,158,276	2,186,952,870	△ 110,794,594	リース債務	0	198,612	△ 198,612
建物	2,076,158,276	2,186,952,870	△ 110,794,594	退職給付引当金	257,932,390	247,588,188	10,344,202
その他の固定資産	2,734,263,171	2,756,053,528	△ 21,790,357	役員退職慰労引当金	2,412,000	2,008,800	403,200
建物	634,080,721	664,355,836	△ 30,275,115	その他の固定負債	1,567,675	0	1,567,675
構築物	107,983,054	117,780,337	△ 9,797,283	負債の部合計	826,447,312	841,967,389	△ 15,520,077
機械及び装置	13,439,067	15,662,516	△ 2,223,449	純資産の部			
車輛運搬具	1,618,636	2,590,333	△ 971,697	基本金	240,968,676	240,968,676	0
器具及び備品	136,290,666	112,839,543	23,451,123	第1号基本金	240,968,676	240,968,676	0
有形リース資産	23,959	119,788	△ 95,829	国庫補助金等特別積立金	1,419,761,243	1,464,920,792	△ 45,159,549
権利	1,924,698	1,924,698	0	その他の積立金	1,538,649,197	1,500,863,697	37,785,500
ソフトウェア	8,415,374	13,128,585	△ 4,713,211	人件費積立金	191,400,000	191,400,000	0
無形リース資産	174,658	873,276	△ 698,618	施設・設備整備積立金(措置)	434,622,950	423,433,950	11,189,000
投資有価証券	0	50,103,411	△ 50,103,411	都施設・設備整備積立金	125,441,780	121,751,780	3,690,000
退職給付引当資産	257,932,390	247,588,188	10,344,202	施設設備整備積立金	78,000,000	61,000,000	17,000,000
人件費積立資産	191,400,000	191,400,000	0	人件費積立金(保育)	171,450,000	171,450,000	0
施設・設備整備積立資産(措置)	434,622,950	423,433,950	11,189,000	保育所施設・設備整備積立金	476,801,239	453,753,239	23,048,000
都施設・設備整備積立資産	125,441,780	121,751,780	3,690,000	都・市保育所施設設備整備積立金	8,339,575	8,339,575	0
施設設備整備積立資産	78,000,000	61,000,000	17,000,000	移行時特別積立金	29,214,454	46,355,954	△ 17,141,500
人件費積立資産(保育)	171,450,000	171,450,000	0	工賃変動積立金(就労)	1,892,934	1,892,934	0
保育所施設・設備整備積立資産	476,801,239	453,753,239	23,048,000	設備等整備積立金(就労)	5,936,265	5,936,265	0
都・市保育所施設設備整備積立資産	8,339,575	8,339,575	0	授産時不況時保証積立金	9,122,265	9,122,265	0
移行時特別積立資産	29,214,454	46,355,954	△ 17,141,500	授産時機械設備積立金	6,427,735	6,427,735	0
工賃変動積立資産(就労)	1,892,934	1,892,934	0	次期繰越活動増減差額	1,884,211,048	1,941,928,708	△ 57,717,660
設備等整備積立資産(就労)	5,936,265	5,936,265	0	(うち当期活動増減差額)	△ 19,932,160	△ 2,498,167	△ 17,433,993
授産時不況時保証積立資産	9,122,265	9,122,265	0				
授産時機械設備積立資産	6,427,735	6,427,735	0				
差入保証金	26,921,200	26,892,600	28,600				
長期前払費用	6,699,551	1,220,720	5,478,831				
その他の固定資産	110,000	110,000	0	純資産の部合計	5,083,590,164	5,148,681,873	△ 65,091,709
資産の部合計	5,910,037,476	5,990,649,262	△ 80,611,786	負債及び純資産の部合計	5,910,037,476	5,990,649,262	△ 80,611,786

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

I 資産の部		5,910,037,476円
(1) 流動資産	1,099,616,029円	
(2) 固定資産	4,810,421,447円	
ア 基本財産	2,076,158,276円	
イ その他の固定資産	2,734,263,171円	
II 負債の部		826,447,312円
(1) 流動負債	254,756,247円	
(2) 固定負債	571,691,065円	
III 差引純資産		5,083,590,164円

※ 拠点毎の報告を含め、詳細をホームページにて公表しています。
また法人本部及び各施設の事務所に閲覧可能です。

独立監査人の監査報告書


令和5年5月26日

社会福祉法人 村山苑
理事長 品川卓正 殿

植田哲公認会計士事務所
東京都小平市
公認会計士

植田 哲 

中村公認会計士事務所
東京都立川市
公認会計士

中村 徹 

<計算関係書類監査>

監査意見

私たちは、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の遂行を監視することにある。

私たちの計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断

を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私たちは、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人村山苑の令和5年3月31日現在の令和4年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たちの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

令和5年5月26日

社会福祉法人 村山苑
理事長 品川 卓正 殿

監事

岡部 雅人

監事

宮田 敏行

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人公認会計士 植田 哲氏、公認会計士 中村 徹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

施設通信

つぼみ保育園 つぼみ夏まつり

保育士 齋藤 礼央

実に四年ぶり！園庭で夏まつりを開催することができました。つぼみの夏まつりは、くすのき組による太鼓から始まるのが伝統です。今年の演目は「かがやけばやし」。「ソーレ、ソーレ！」の掛け声がより一層「これから夏まつりが始まるぞ」という気持ちにさせてくれました。参加は在園児のみでしたが、主にゲームコーナー、フォトコーナー、手作りおもちゃコーナーを親子で一緒に楽しんでもらいました。最後はみんなで盆踊り、荒馬踊りで締めくくりました。賑やかな声が園庭いっぱいに拡がり、楽しいひと時を過ごしてもらいました。



ほんちよう保育園の夏まつり

保育士 三富 真弓果

ほんちよう保育園の夏まつりは、

幼児クラスが「お店屋さん」を行います。今年もハンバーガーやかき氷、たこ焼きなど様々なお店が並びました。お店に並んだたくさんの品物を見つけ、小さいクラスの子どもたちは、嬉しそうにお買い物を楽しんでいました。お店屋さんをする幼児クラスの子どもたちも、小さいクラスの子に優しく声をかけ、品物を手渡したり、ゲームのやり方を教えてあげたりと微笑ましく関わる姿がたくさん見られました。

そして夏祭りの日の給食は、幼児クラス皆で会食です。夏まつりらしい工夫を凝らしたメニューで雰囲気存分に味わい、楽しんだ1日でした。



ひよし保育園

ひよしっ子の夏まつり

主任保育士 寺島 由美

ひよしっ子たちの夏まつりは園内で、全園児参加で行いました。幼児クラスは、各クラスでどんなお店を出したいか話し合いをして品物づくり。自分たちが作ったものを、当日お店屋さんになって売ったり、縦割りグループでお買い物に行ったりしました。

年長クラスは忍者屋敷を再現。みんな修行をして忍者！を目指しました。

乳児クラスは、担任が工夫をこらしたお店が出店され、小さい手を差し出してお買い物。品物を手にするときは、満面の笑顔が溢れていました。

館内放送で祭囃子が流れ、甚平に浴衣姿で踊って買い物をして：ひよしっ子たちは、夏まつりを満喫でした。



第2ハトホーム

夏祭り&花火大会

主任相談員 越村 潤

「夏だ！祭りだ！花火大会だ！」ということで、第2ハトホームでは、盆踊りと模擬店、夜には手持ち花火と吹上花火を楽しみました。入居者の方からは、「綿菓子やチョコバナナが甘くて美味しかった」、「ヨーヨーが釣れて良かった、



車いすに飾っています」、「花火を見るのは何十年ぶりだろ、涙がでちゃうわ」などの声をいただきました。皆さんにとつてこの日の一日が、夏の良い思い出になったと思います。感染症が落ち着いてきたとはいえ、高齢者施設ではまだまだ予防に努める毎日ですが、これからもこのような行事を大切にしていきたいと思えます。

村山苑

コドモナツマツリ

コドモナツマツリ実行委員

大坂 友美

七月二十七日(木)四年ぶりに村山苑の夏イベントを再開しました。今回は少し趣向を変えてキッズ向けとし、ボウリングやわなげ・くじ・ヨーヨーやポップコーン・わたあめ・カキ氷・焼き菓子などで多くのお子さん達に楽しんでもらえたようです。

大変暑い中、

日体大桜華高校、明法高校、東村山西高校の生徒さん達の他、多くのボランティアの皆様、地域の皆様のご協力により盛況に終えることができました。ありがとうございました。



村山苑リハビリ・運動教室
について

ハトホーム

施設長 兼市 琢磨

国が策定した『健康寿命延伸プラン』は、健康寿命を男女とも七十五歳以上にすることを目指しています。主として生活習慣の改善、疾病・重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防等であり、東村山市についても、健康増進課を中心に「栄養、体力、社会参加プラス口腔」、「食べて動いて人につながる」をテーマに様々な取り組みが行われています。

東村山市内では、健康増進等の活動を行っている事業所が少ないことから、村山苑としても地域に貢献できる新たな事業として、令和五年九月より「村山苑 リハビリ・運動教室」を実施することになりました。主な内容として、リハビリ機器等を活用しながら体力測定やその評価、生活に根差したリハビリ・運動やシナプソロジー（脳活性化プログラム）を中心に行う予定です。又、それ以外の各種相談（施設入所や介護保険に関すること）に対応できる体制も整えていく予定です。

新たな事業を少しづつ軌道に乗せ、成果を上げながら地域の皆様に貢献できる事業を目指して行きたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ致します。

お昼ごはんのお届け事業

今年度も東村山市社会福祉法人連絡会のお昼ごはんのお届け事業に協力いたしました。

夏休みに給食が無くお困りのひとり親家庭の小中学生に、東村山市内の社会福祉法人連絡会加入福祉施設で作ったお弁当を配達するというものです。

村山苑では、八月七日から八月二十五日までの期間、村山荘、さつき荘、ふじみ保育園でお弁当を提供し、村山荘、さつき荘、第2ハトホーム・本部で配達いたしました。



涼みどころを設置しています。
(9月30日まで)

暑さを避けて「ひと休み」していただける場所を設置しています。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

期間：令和五年七月一日～

令和五年九月三十日

ハトホーム・第2ハトホーム・村山荘

(月) 金 9:30～16:30

ほんちようケアセンター

(月) 土 10:00～15:00

受付にてお声かけください。

村山苑が経営している施設

- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-7-5
● 法人本部 ☎ 042-3933-8496
- むらやまえん 生活相談所 ☎ 042-3133-0301
- 村山荘(救護施設) ☎ 042-3911-262
- ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎ 042-3933-7574
- 第2ハトホーム(特別養護老人ホーム) ☎ 042-3062-2320
- 福祉事業センター(障害福祉サービス事業) ☎ 042-3953-3636
- ふじみ保育園(保育所) ☎ 042-3941-9936
- さつき荘(救護施設) ☎ 042-3962-2244
- 〒189-0024 東京都東村山市富士見町2-2-2
● つばみ保育園(保育所) ☎ 042-3993-6400
- 〒189-0014 東京都東村山市本町3-43-1
● ほんちよう保育園(保育所) ☎ 042-3999-2100
- ほんちようケアセンター(高齢者施設) ☎ 042-3999-2102
- 〒189-0003 東京都国分寺市戸倉2-27-6
● ひよし保育園(保育所) ☎ 042-8431-0202

▲あとかぎ▼

異常気象が続く中、お盆が明けて涼しくなることを願いましたが、例年以上に残暑厳しく、また不安定な天候の日々が続いています。今年の夏は、久しぶりに各施設で夏祭りを開催することができました。また、初めて試みたコードモナツマツリには、予想以上の方々にお越しいただくことができて盛況に終わりました。九月からは地域の皆さまに向け、リハビリ・運動教室を始めます。ハトホーム・第2ハトホーム・村山荘・ほんちようケアセンターでは、暑さを避けて一休みしていただける涼みどころとして、施設の一部を開放しております。是非お立ち寄りください。引き続き、地域に根差した法人として取り組んでまいります。どうぞ皆様のご支援のほど宜しくお願ひいたします。(Y・S)

―表紙の写真―
「上高地・梓川と穂高連峰」
提供者 志

本誌は本人同意のもとに写真・作品等を掲載しております。
* * *
ご意見・ご感想等お気付きの点がございましたら、左記へお寄せ下さい。

令和五年九月吉日 発行
東京都東村山市富士見町二七―五
社会福祉法人 村山苑
発行者 相原 弘子
印刷所 東京都同胞援護会事務局
東京都墨田区両国四―一―八